

# 規則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年九月五日

埼玉県知事 大野 元裕

## 埼玉県規則第四十六号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

第一条 埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表六十四の二の八号の次に次の一号を加える。

九	六十四の二の	狩猟税納税済印（埼玉県証紙条例を廃止する等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）附則第三項の納税済印）	別記様式第六十四号の二の
九			九

別記様式第二十七号の七（二）の次に次の一様式を加える。

別記様式第二十七号の七（三）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県

県税事務所長 印

過少申告 通知書（納額告知書）

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定  
重

次のとおり通知します。

なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税 事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
( 使 途 秘 匿 金 税 額 等 )		( 円 )	
法 人 税 法 の 規 定 に よ っ て 計 算 し た 法 人 税 額		円	
試 験 研 究 費 の 額 等 に 係 る 法 人 税 額 の 特 別 控 除 額			
還 付 法 人 税 額 等 の 控 除 額			
退 職 年 金 等 積 立 金 に 係 る 法 人 税 額			
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額の総額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額		イ	
法 人 税 割 額		ア又はイ × $\frac{100}{100}$	
道 府 県 民 税 の 特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額			
税 額 控 除 超 過 額 相 当 額 の 加 算 額			
外 国 関 係 会 社 等 に 係 る 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 又 は 個 別 控 除 対 象 所 得 税 額 等 相 当 額 の 控 除 額			
外 国 の 法 人 税 等 の 額 の 控 除 額			
仮 装 経 理 に 基 づ く 法 人 税 割 額 の 控 除 額			

事 業 税		課税標準	税 率	税 額
法 第 一 七 十 二 条 掲 げ の 第 一 項 業 務	所 得 割	所 得 金 額 総 額	円	
		年 4 0 0 万 円 以 下 の 金 額		円
		年 4 0 0 万 円 を 超 え 年 8 0 0 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 4 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		円
		年 8 0 0 万 円 を 超 え る 金 額		円
	計			
付 加 割	付 加 価 値 額 総 額			
	付 加 価 値 額		円	
資 本 割	資 本 金 等 の 額 総 額			
	資 本 金 等 の 額		円	
法 条 項 掲 げ の 第 七 十 二 条 第 二 項 業 務	収 入 割	収 入 金 額 総 額		
		収 入 金 額		円

法 第 三 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額				
		所得金額		/100		
	付加価値割	付加価値額総額				
		付加価値額		/100		
	資本割	資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
	収入割	収入金額総額				
		収入金額		/100		
	法 第 四 七 十 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	付加価値割	付加価値額総額			
			付加価値額		/100	
資本割		資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
収入割		収入金額総額				
		収入金額		/100		
合計 事業税額						
事業税の特 定 寄 附 金 税 額 控 除 額						
仮装経理に基づく事業税額の控除額						
差引 事業税額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						
差引 過不足事業税額						
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
特別法人事業税						
摘 要						
		課税標準	税率	税 額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	/100	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			/100			
合計 特別法人事業税額						

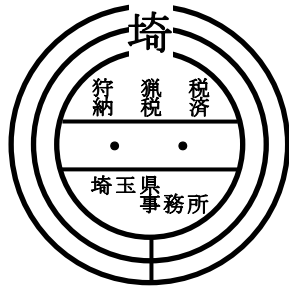
差引 法人税割額			
既に納付の確定した当期分の法人税割額			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額			
過不足法人税割額			
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ	月
均等割額	円 × $\frac{ウ}{12}$		
既に納付の確定した当期分の均等割額			
過不足均等割額			
過不足県民税額			
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
分 割 基 準	事 業 税	県民税	従業者の数
		固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数
本 県			
総 数			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額			
差引 特別法人事業税額			
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額			
差引 過不足特別法人事業税額			
減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額			
減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額			
過少(不)申告加算金			
加重加算金			
延滞金の控除期間 対象外税額			
県民税	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで
事業税 特別税	全部適用・一部適用	年月日から	年月日まで
指 定 納 期 限			
年月日			
更正、決定又は加算金決定の理由			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第六十四号の二の八の次に次の一様式を加える。

別記様式第六十四号の二の九



直径30ミリメートル

別記様式第八十号の三及び別記様式第八十号の五中		箇	分	冊	冊
加	算	金	額	ト	を
加	算	金	額	ト	を
額	に	重	加	算	金
額	に	重	加	算	金
重	加	算	金	額	に
重	加	算	金	額	に

第二条 埼玉県税条例施行規則の一部を次のように改正する。

第四十四条の表〔二十七の七号及び二十七の九号中〕第七十二条の四十六第六項

を「第七十二条の四十六第七項」に改め、同表〔四十八号及び四十八の二号中〕第

七十四条の二十三第六項」を「第七十四条の二十三第七項」に、「第九十条第六項」を「第九十条第七項」に、「第四百四十四条の四十七第六項」を「第四百四十四

条の四十七第七項」に改め、同表〔六十四の二の九号中〕埼玉県証紙条例を廃止す

る等の条例（令和四年埼玉県条例第四十四号）附則第三項」を「条例第九十九条

第一項」に改め、同表〔六十四の四号中〕第七十一条第六項」を「第七十一条

第七項」に改め、同表〔八十号及び八十の二号中〕第七十一条の十四第六項」を「第

七十一条の十四第七項」に改め、同表〔八十の三号及び八十の四号中〕第七十一条

の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に改め、同表〔八十の五号及び

〔八十の六号中〕第七十一条の三十五第七項」を「第七十一条の三十五第八項」に、

「第七十一条の五十五第七項」を「第七十一条の五十五第八項」に改める。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和六年一月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。